

外食時の食品ロス削減に新たなアクション！

～ 多様な主体との連携による「食べきり協力店」の普及・促進 ～

本来食べられるにも関わらず廃棄されてしまう「食品ロス」が、国内で大量に発生していることが課題となる中、横浜市では、外食時の食品ロス削減に繋がる「**食べきり協力店**^{※1}」を更に普及させるため、今回、ノウハウや資源を持つ企業や学校と連携し、取組を進めていきます。

取組①：フードシェアリング事業者と協力した食品ロス削減

連携先：株式会社コークッキング

フードシェアリング^{※2}サービス「**TABETE**」を運営する株式会社コークッキング（本社：東京都港区・代表取締役 川越 一磨 氏）と資源循環局が「外食等における食品ロス削減と市民意識向上に向けた公民連携協定書」を令和元年6月に締結しました。

今後、「**TABETE**」の利用を検討する店舗に対して、「**食べきり協力店**」を紹介いただく等、食品ロス削減に向け、相互に連携して取り組んでいきます。

また、協定締結にあわせて、株式会社コークッキングでは、7月に「**TABETE**」登録店舗拡大に向けて、**横浜市内限定でキャンペーン**を行います。

● 協力事項

- (1) 「**食べきり協力店事業**」の認知度向上に向けた取組
- (2) フードシェアリングに関する事業の認知度向上に向けた取組
- (3) フードシェアリングを含めた食品ロス削減に関する広報・PR活動



● 協定締結の経緯

株式会社コークッキングは、飲食店でロスになってしまいそうな料理等をアプリに掲載し、登録ユーザーに繋ぐフードシェアリングサービスを運営しています。食品ロス削減に積極的に取り組んでおり、国の「食品ロス削減の取組事例」などにおいても紹介されています。

今回、株式会社コークッキングから、食品ロス削減における連携について、共創フロント^{※3}を通じてご提案をいただき、協議を進めた結果、協定締結にいたりました。

取組②：新たなデザインによる「食べきり協力店」の周知・啓発

連携先：横浜デジタルアーツ専門学校

「**食べきり協力店**」では、これまで「ヨコハマ^{スリム}3R夢！」マスコットを活用したデザインを使用していましたが、より多くの店舗で活用していただくよう、平成30年度、学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校（横浜市港北区・校長 三辻 訓 氏）の学生の皆さんに協力いただき、新たなデザインを制作しました。

今後、既存登録店に対して、ポスターやステッカーの切り替えをお願いするとともに、10月30日の「食品ロス削減の日」にあわせ、公共交通機関等でポスター掲載を実施するなど、新たなデザインによる周知・啓発を進めていきます。



新デザイン^{※4}

【参考】

※1：「食べきり協力店」とは、外食時の食品ロスを減らすため平成24年度から取り組んでいる事業で、食べ残し等の削減に取り組む飲食店等を協力店として登録し、市のHPなどで取組を紹介しています。【登録店舗数：838店（記者発表時現在）】

◎ 取組項目（1つ以上の取り組みで登録）

- ・小盛りメニュー導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ
- ・食べ残し削減の啓発 など



食べきり協力店 HP：<http://tabekiri.city.yokohama.lg.jp/>

※2：「フードシェアリング」とは、食品ロス削減に関する取組の1つで、飲食店などで残った又は余った商品を必要な人に紹介・案内することにより、本来廃棄されていた食品を減らす取組です。

※3：「共創フロント」とは、行政と民間が互いに対話を進め、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために、横浜市が設置した相談・提案受付窓口です。

※4：新デザインは、木をモチーフに、横浜の海を象徴する青、環境をあらわす緑、本事業への期待・未来をあらわす黄をグラデーションさせ、取組が広がっていくことをイメージしています。

お問合せ先

(食べきり協力店、協定関係)	資源循環局一般廃棄物対策課長	宮田 綾子	Tel 045-671-2558
(食品ロス削減に関する広報・PR活動)	資源循環局3R推進課長	江口 洋人	Tel045-671-2563

外食等における食品ロス削減と市民意識向上に向けた公民連携協定書

横浜市資源循環局（以下「甲」という。）と株式会社コークッキング（以下「乙」という。）は、外食等における食品ロス削減と市民意識向上に向けた公民連携について次のとおり、協定書を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し外食・中食事業者の食品ロス削減及び甲の行政区域内における食品ロス削減に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条に定める目的を達成するため、次の事項について相互協力を行う。

- （1）甲が行っている「食べきり協力店事業」の認知度向上に向けた取組
- （2）フードシェアリングに関する事業の認知度向上に向けた取組
- （3）フードシェアリングに関する広報・PR活動
- （4）その他甲乙間で協議して定める事項

（甲及び乙の役割分担）

第3条 本連携の実施にあたり、甲及び乙の役割分担は次の各号のとおりとする。

- （1）甲の役割
 - ア 甲の関連する飲食店への周知
 - イ フードシェアリングを含めた食品ロス削減の取組の広報・PR活動
 - ウ 本連携の目的達成に必要な業務
- （2）乙の役割
 - ア 乙の関連する飲食店への周知
 - イ 協力飲食店で使用するコラボ用PRツール等、本連携の実施に必要な物品の作成と協力飲食店への配布
 - ウ 乙の行っているフードシェアリング事業に関する広報・PR活動の実施
 - エ 乙の行っているフードシェアリング事業に関する市内での実績等の情報提供
 - オ 本連携の目的達成に必要な業務

（費用負担）

第4条 前条の役割を実施するための負担は、甲乙それぞれが負うものとする。ただし、両者の役割として割り振られた事項以外で本連携を行う上で両者に共通する事項があることが判明した場合には、甲乙が別途協議して役割分担及び負担割合を決定するものとする。

（著作権）

第5条 本連携に係る画像等作成物は、本連携の目的に支障がない限り、甲乙ともに広報等で無償で利用できるものとし、その利用を妨げないものとする。

（リスク管理）

第6条 乙が、「食べきり協力店事業」の協力店に対し、フードシェアリング事業の広報を行う際に、食品の持ち帰りを行うことの注意事項を説明しなければならない。

2 本連携の実施により、第三者に損害等が生じる等の問題が発生した場合は、両社の協議及び協力のもと、各自の責任に応じて誠実に対応を図るものとする。

（第三者との類似の事業等）

第7条 本協定書の締結は、甲又は乙が本協定書に定める各規定を遵守する限りにおいて、第三者との間で本連携事業と同様又は類似の事業等を行うことを妨げるものではない。

（本連携の見直し）

第8条 甲又は乙のいずれかから、本連携の内容の変更を相手方に申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行う。

（本連携の解除）

第9条 甲又は乙は、本連携を継続できないやむを得ない事情が生じた場合は、両者の協議に基づき一部又は全部を解除することができるものとする。

2 本連携の解除に伴い乙に生じた損害に関しては、解除が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙は甲に賠償の請求を行わない。

（個人情報の保護）

第10条 甲及び乙は、個人情報の保護に関する法令を順守し、個人の権利利益を侵害することの無いよう、個人情報を取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第11条 甲及び乙は、第2条の相互協力により相手方から提出された情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に提供、開示又は漏洩し、若しくは第1条に規定する以外の目的で使用してはならない。

（連携期間）

第12条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、甲乙の合意のもと、更新を行うことができる。また、第10条及び第11条の規定は、有効期間終了後も効力を有するものとする。

（関係法令上の責任）

第13条 甲及び乙は、本協定書の履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

（効力の発生）

第14条 本協定書の効力は、本覚書締結日にかかわらず、本連携事業準備段階に遡って生じるものとする。

(協議)

第 15 条 本協定書に定めのない事項、又は本協定書の定めに関し疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

この協定書の成立を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和元年 6 月 24 日

甲 神奈川県横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市資源循環局長 福山 一男

乙 東京都港区南麻布 3 丁目 3 番 1 号麻布セントラルポイントビル 3 階
株式会社コークッキング
代表取締役 川越 一磨